

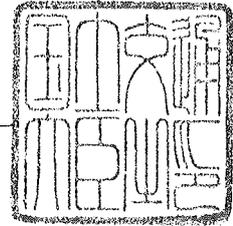


国海員第 4 5 号  
平成 3 0 年 5 月 2 1 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 0 5 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
太陽汽船株式会社	大阪府大阪市此花区桜島三丁目10番44号
有限会社六甲船舶	兵庫県神戸市東灘区御影石町二丁目16番14号
コーウン・マリン株式会社	山口県周南市野村一丁目23番15号
四国中央汽船有限会社	愛媛県四国中央市中之庄町555番地3
ECLシップマネジメント株式会社	東京都品川区東品川二丁目5番8号